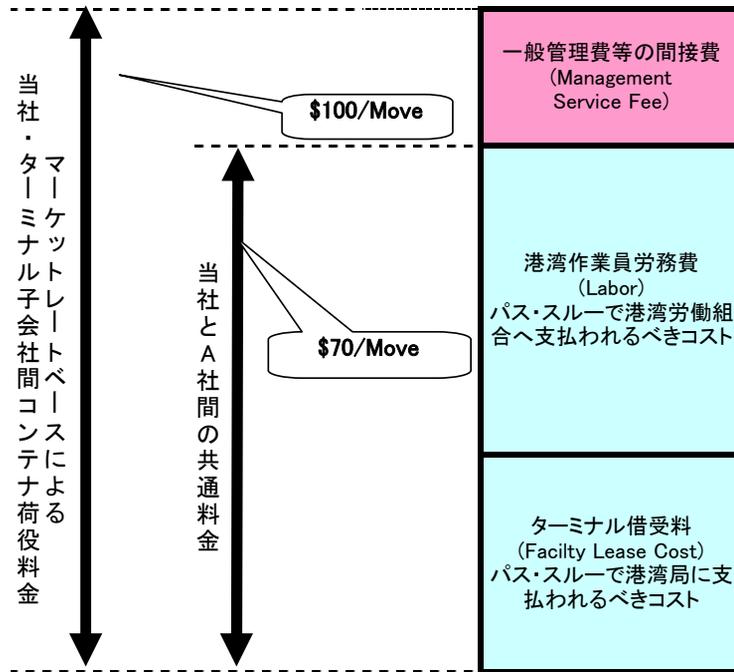
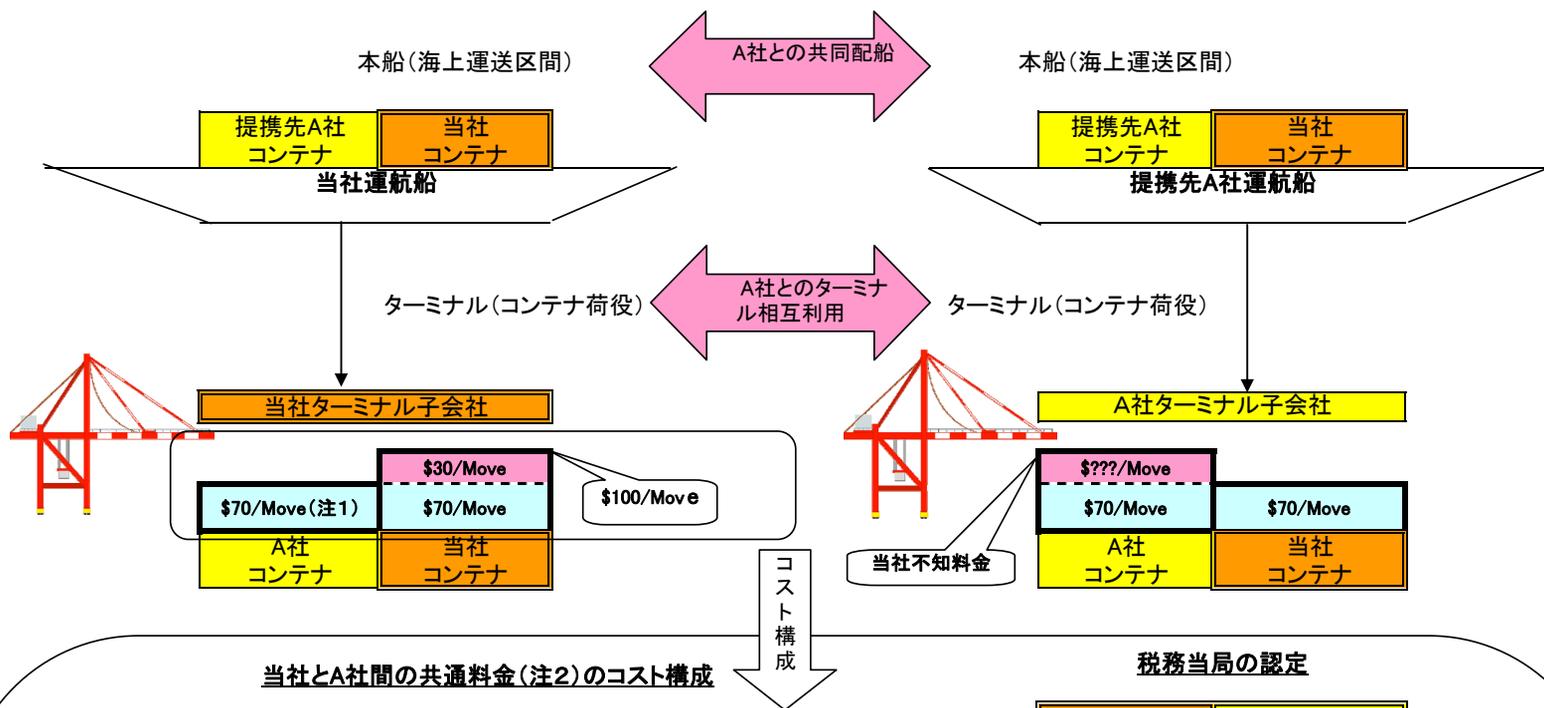


アライアンス契約に基づく米国ロサンゼルス港コンテナ荷役取引概念図



「所得移転」: 当局が共通料金を独立企業間価格(注3)とみなして、当社と当社ターミナル子会社間で取り決めた荷役料金との差額が所得移転にあたりと認定したものを。

「寄付金」: 当社は、A社ターミナル子会社で荷役された当社コンテナにつき、当社と取り決めた荷役料金(\$100/Move)を当社ターミナル子会社に支払い、当社ターミナル子会社がA社ターミナル子会社に共通料金(\$70/Move)を支払っている方式をとっている。当社はこの仕組みには経済合理性があると考えているが、当局は当社ターミナル子会社にコンテナ荷役の提供の事実がないことを理由に当該差額(\$30/Move)を税務上の寄付金と認定した。

当社がA社又はA社ターミナル子会社に直接共通料金を支払う代わりに、当社ターミナル子会社を通じてA社ターミナル子会社にコンテナ荷役料金を支払う仕組みを取った理由。

- (参考)
- 当局から「所得移転」と認定されたコンテナ荷役取引における資金の流れ
- ①当社→当社ターミナル子会社: \$100/Move x 当社ターミナル子会社で荷役された当社コンテナ本数
 - ②A社→当社ターミナル子会社: \$70/Move x 当社ターミナル子会社で荷役されたA社コンテナ本数
- 当局から「寄付金」と認定されたコンテナ荷役取引における資金の流れ
- ③当社→当社ターミナル子会社: \$100/Move x A社ターミナル子会社で荷役された当社コンテナ本数
 - ④当社ターミナル子会社→A社ターミナル子会社: \$70/Move x A社ターミナル子会社で荷役された当社コンテナ本数

- ①(船社の観点から)同一港において当社コンテナの荷役費が利用ターミナルによって異なると、コンテナ単位の運航採算管理が煩雑であること
 - ②当社の指示により当社ターミナル子会社はA社コンテナを共通料金(\$70/Move)で荷役することとなるが、その結果、生じる当社ターミナル子会社の減収額につき当社が負担する必要があること
- (A社との共通料金の取り決めの下で、A社ターミナル子会社では当社コンテナに対して共通料金が適用される。共通料金はコンテナ荷役料金の市場実勢を下回る水準の取り決めなので、当社はコンテナ荷役費のコストセーブができる。そこで、そのコストセーブを限度として、当社が当社ターミナル子会社の減収額(料金差額)を負担しているもの。)

(注)

1. Moveとは、コンテナ荷役におけるコンテナ一本当たりの役務提供単位を示す用語で、コンテナの本船荷役、ターミナル内蔵置、ターミナルからの搬出入等の役務提供を含みます。
2. 共通料金(Reciprocal Rates)とは、提携先他船社グループと当社グループが取り決めたコンテナ一本当たりの共通コンテナ荷役料金のことです。様々な取り決め方法がありますが、当社とA社では港湾作業員に係る直接労務費相当額及び港湾局に支払うターミナル借受料相当額のみを共通料金の算定の対象コストとして取り決めております。なお、実際のコンテナ荷役を行うのはターミナル子会社ですが、共通料金に関連者である当社が加わって決定された価格である処から、性質上、独立企業間価格となりえないと考えております。また、上記の単価は説明のための例示で実際の取り決め料金とは異なります。
3. 独立企業間価格(Arm's Length Price)とは、一般に「支配従属関係のない独立した企業群において、取引条件その他の事情が同一又は類似の状況の下で取引が行われたとした場合に成立するであろう対価の額」(武田昌輔編「コンメンタール法人税法」)であると解されております。